(イ) 同日工場主宅浅草吉野町附近ニ市内外ニ妾宅ヲ持ち住込職工ニ賃金ヲ仕拂はず寐具まで取あげた十萬金持殺人鬼相澤想太郎を叩のめせ ナルビラヲ貼付セルカ工場板塀ニ貼付セムトセシ石田仁三郎外一名ハ一時尾久署ニ検束

(ロ) 二十七日爭議団ハ尾久町舟方三一九ニ二階建一戸敷金参拾円家賃拾六圓ニテ借受ケ相澤工場爭議団本部トナル看板ヲ掲出シ別記革津節ヲ高唱

(ハ) 爭議不参加者五名アリタルカ最近行先不明トナル恐ラク爭議団カ諭旨シテ自ラ逃避セシメシモノナル乎

一、事業主側

(イ) 工場主ハ三月二十七日溢死職工藤田吉造ノ初七日ニ相當スルヲ以テ浅草區吉野町自宅ニ関係者ヲ集メ法要ヲ行フ

(ロ) 交渉状況ヨリ觀レバ比較的態度穏和ナリ

交渉状況

三月二十八日午後一時ヨリ工場事務所ニ於テ勞資會見第一回交渉ヲ試シタリ勞働者側関係者中央委員山本富吉野口清人北部支部委員小澤正人名倉岡助北部支部代表分會委員望月豊止相澤工場從業員上田悦吉外一名工場主側相澤想太郎ト會見冒頭ニ提出セル要求書ヲ中央ニ折衝セルカ工場主ノ回答別記ノ通ニシテ双方考慮ノ上再會ヲ約シテ別ル

以上

別記

要求事項ニ對スル工場主ノ回答

一、日給支拂ハ毎月二回(十五日、末日)トスルコト 答、支障ナキモノト認ム 二、八時間労働ノ確定 答、考慮 三、最低賃銀ノ制定 答、考慮 四、賃金ハ月二回(五、五三)日曜トスルコト 答、往昔ヨリ移ス来リタル事ナルヲ以テ支障ナシ

五、会社ノ所ニ上休憩室ヲ設ケ場所ハ別途金額支給ノ事 答、往昔ヨリ会社ノ所ニアリタリト雖モ休憩室ヲナシタルモノキヲ以テ今後カル場所ハ支障ヲ来ス虞アリ 六、賃金ハ解雇(職主ヨリ分配スルコト) 答、現金ハ工場事務所ニ於テ直接ニ渡ス